

令和6年3月8日
生活支援部保護第一課・保護第二課

女性やひとり親家庭などへの支援にかかる相談窓口について

1 概要

様々な悩みを抱える女性や、ひとり親の方などが安心して相談できる窓口の実現と、相談を支援に確実につなげていくため、これまで複数の部署で行っていた相談窓口並びに総務課が担当していた国が行う低所得の方への給付金事業、こども家庭支援課で行っていた養育費確保支援事業について、新たに設置する生活応援課で担当する。

2 生活応援課で対応する業務

(1) 保護課で実施していた業務

- ① 女性相談一般（DV、性暴力、妊娠・出産期などに関する相談など）
- ② 母子及び父子相談一般・母子及び父子福祉資金の貸し付けなどに関する相談
- ③ 家庭内の問題に関する相談（離婚、親権、相続など）

(2) 男女共同参画推進センターで実施していた業務

- ① DV、デートDV、夫婦、親子の問題、職場の人間関係、生き方、セクシュアルハラスメントなどに関する相談（男性相談も含む）

(3) こども家庭支援課で実施していた業務

- ① 養育費確保支援事業

(4) 総務課で実施していた業務

- ① 国が行う低所得者の方などへの給付事業

3 実施日

令和6年4月1日